豊中市上下水道局不用水道メーター売却処分仕様書

１．適用範囲

本仕様書は、豊中市上下水道局(以下「局」という)の不用水道メーター売却処分に関する必要な事項を定めることを目的とする。

２．不用水道メーターの口径、種別、数量

本物件に関する不用水道メーターの口径、種別、数量については、別紙不用水道メーター売却処分内訳書のとおりとする。

３．不用水道メーターの引取

１）買受人は、本物件の代金を直ちに納めた後、落札から５日以内に引取を行うこと。引取日程については局と打合せをする。
２）買受人は、本物件の引取に必ず立会し、局の数量確認を受けなければならない。
３）買受人は、引取作業終了後に受領書を局に提出する。
４）買受人は、引取日程を変更する場合、局と事前に協議しなければならない。
５）本物件の引取は、局倉庫と野畑配水場で行うものとする。

４．その他

１）引取に当たって局の施設等に損害を与えた場合は、買受人がその損害を賠償しなければならない。
２）当局の構内や道路での車両通行並びに一時駐車は、歩行者及び他の交通車両等に十分注意し、状況により適切に交通整理員を配置すること。
３）買受人は、発注品を産業廃棄物として処分する場合「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。
４）買受人が契約金額の即納または本物件の引取について局の意に反する場合、催告をせずに落札を無効とする。また、これにより買受人が生じた損害について補償しない。

５．疑義解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、局の解釈によるものとする。